

古典文における使役文・受身文の格表示

『今昔物語集』を資料として

小 田 勝

On Case Marking in Passive and Causative Sentences in Classical Japanese

Masaru Oda

要 旨

古典語において、Voice に伴う Case Marking の実態ははまだ詳細が明らかではない。本稿は『今昔物語集』を資料として、古典文の使役文・受身文について、次の諸点を指摘する。古典文の使役文は、被使役者が「ヲ」「ヲ以テ」「ニ」で表示されるが、現代語と異なり、自動詞の「二使役文」はみられない。自動詞の「二使役文」はおそらく成立が新しいのではないと思われる。受身文の旧主語は「ニ」「ノ為ニ」で示される。現代語で「ニヨッテ」が要求される、新主語が無生物かつ旧主語が生物の受身文は中古和文中には存在しないとされるが、漢文訓読文を基盤とする『今昔物語集』には存在し、その場合旧主語は「ノ為ニ」で表示される。

Key words

使役 受身 格表示 今昔物語集 二使役 二ヨッテ受身

0. 本稿の目的

現代日本語の使役文における被使役者の格表示は、

- (1) 彼に食べさせる。
- (2 a) 彼を行かせる。
- (2 b) 彼に行かせる。

のように、他動詞のときはニ、自動詞のときはヲまたはニで表示される。(2 a)のように被使役者がヲ格で表示される使役文を「ヲ使役文」、(2 b)のように被使役者がニ格で表示される使役文を「ニ使役文」という。述語が他動詞の場合「ニ使役文」にしかならないが((1)参照)、自動詞の場合は「ヲ使役文」「ニ使役文」ともに可能で、「ヲ使役文」は強制使役、「ニ使役文」は放任使役を表すとされる⁽¹⁾。それでは古典文においては使役文の被使役者はどのような格表示がなされるだろうか。自動詞文における「ヲ使役文/ニ使役文」という使い分けはあるのだろうか。古典文における「ヲ使役文」「ニ使役文」の実態は未だ調査されていないようである。

また、現代語で、

- (3 a) 太郎が次郎に殴られた。
- (3 b) 国旗が次郎 { x に / によって }立てられた。

(3b)のように、受身文において、新主語が非人格的役割を担う名詞句であり、かつ、旧主語が人格的役割を担う名詞句の場合、旧主語を二格で表示してはならない、という制約があるが⁽²⁾、古典語ではどうであろうか。

本稿は、『今昔物語集』を資料として使役文・受身文を調査し、古典文中には現代語と異なり、自動詞の「二使役文」が存在しないこと、現代語で「ニヨッテ受身文」が要求される構文はすでに存在し、旧主語は「ノ為ニ」で表示されること、などを指摘するものである。

『今昔物語集』は、格成分が明示されることが多い文章なので、古典文におけるこの種の調査には最も適した資料である。天竺・震旦部全巻(巻1～10)と、本朝仏法部の5巻(巻11～15)、及び本朝世俗部の4巻(巻22～25)を調査対象とした。

1. 使役文の格表示

調査資料中、

(4) 大象二酒ヲ令吞テ⁽³⁾ (巻1第10, 35頁5行⁽⁴⁾)

(5) 摩騰法師ヲ其ノ寺ニ令住メテ (6 2: 7 11)

のように、被使役者を直接表示する使役文は241例存する⁽⁵⁾。被使役者は次の6種の格表示によって表される⁽⁶⁾。

ヲ・ヲ以テ・ヲシテ・ニ・ノ為ニ・φ(無助詞)

用例数は次のようである。述語が自動詞の場合と他動詞の場合とに分けて示す。

(表1)

	ヲ	ヲ以テ	ヲシテ	ニ	ノ為ニ	φ
自動詞	66	4	0	3	1	1
他動詞	3	32	1	122	5	2

なお、表1のほか、現代語には無い形容詞述語文の使役文が1例存する。

(6) 諸ノ障難ヲ令無メケリ (6 27: 61 13)

表1から、

自動詞の使役文は「ヲ使役文」、他動詞の使役文は「二使役文」となる。

という、かなり強力な原則が認められる。また、現代語と異なる次の諸点が注意される。

自動詞の使役文は、現代語では「ヲ使役文」と「二使役文」の両方がある(とされる)が、古典文では「二使役文」がほとんどみられない。

また、「ヲ以テ・ヲシテ」は、主に他動詞の使役文に使われる点で、「ヲ」とは全く異なる格表示であることがわかる。

古典文の使役文は、被使役者の格表示から、大きく「ヲ使役文」「ヲ以テ使役文」「二使役文」「ノ為ニ使役文」に分類される。

ということができる。

2. 他動詞の使役文

他動詞の使役文は「二使役文」を原則とする。

- (7) 妻二子ヲ令懷テ (2 179 6)
- (8) 七歳ノ女子二手ヲ令引メテ (3 132 3)
- (9) 翁二法服ヲ令着メテ (3 111 13)

他動詞の「ヲ使役文」は、現代語にはないが、調査資料中には3例みられる。

- (10) カクテ度々伐リニ寄リ来ル者ヲ不令伐シテ皆蹴殺シツ (11 22 : 64 11)

は「皆蹴殺シツ」に係る(下線部が「皆蹴殺シツ」の目的語である)と考えれば純粹に他動詞の「ヲ使役文」とはいえない例である。他の2例は、次のようである。

- (11) 皆異口同音ニシテ仏ニ白テ言サク「願ハ仏、一切衆生ヲ皆如此ク解脱ヲ得シメ給ヘ」ト
(2 2 : 105 8)
- (12) 不知シテ此二来ヌル人ヲバ先ヅ物ヲ不云ヌ藥ヲ令食テ (11 11 : 41 7)

この2例はどちらも被使役者が不特定の人物であることが注意されるが、「ヲ使役文」になる理由をそこに求めるのは無理なようである。一般に、被使役者が不特定の人物でも、他動詞の使役文は「二使役文」となる。

- (13) 一切ノ衆生ニ令見ガ為ニ (5 13 : 427 2)
- (14) 一切衆生ニ五穀ヲ令造テ (5 21 : 452 5)
- (15) 諸ノ人ニ令転読ム (7 9 : 108 2)

主体性の没却度から「二使役文」「ヲ使役文」を考えようとの意見があるが⁽⁷⁾、両者の選択には、主体性没却度より、述語が自動詞であるか他動詞であるかの方が強力に働くものと思われる。たしかに主体性没却度が最も高い無生物が被使役者の場合、一般に「ヲ使役文」が用いられるが、それは、このような場合の述語が一般に自動詞であるためだろう。無生物は意志をもたないので、他への働きかけを表す他動詞の使役文は構成しにくい。事実、調査資料中、被使役者が無生物の使役文は17例存するが、15例までが自動詞、1例は形容詞(用例6)である。

- (16) 汝ガ為ニ善ク痛ミヲ令去ム (6 13 : 39 2)
- (17) 手ヨリ甘露ヲ令降テ (2 37 : 162 5)

次例のような「開く」は自他両用の動詞だが、この場合、自動詞と考えてよいだろう。

- (18) 神力ヲ以テ故ニ棺ノ蓋ヲ自然ニ令開テ (3 33 : 281 15)

被使役者が無生物で述語が他動詞の使役文は次の1例だが、「ヲ使役文」にはならない。

- (19) 雷ノ為ニ塔ヲ不令壞ズシテ⁽⁸⁾ (12 1 : 100 11)

「ヲ使役文」の選択には、主体性没却度より、述語の自他が強く働いているものと思われる。

また、(11)は一種の祈願文であるが、祈願文なら「ヲ使役文」になるというわけでもない。

- (20) 仏慈悲ヲ垂レ給ヘ。願クハ我レニ眼ヲ令得給ヘ (12 19 : 132 7)

結局、(11)(12)は特異な例と思われる。(11)の述語は「解脱セシメ給ヘ」という自動詞文と同意であることから「ヲ使役文」が選択されたのだと思われる。(12)は、同文的同話、『宇治拾遺物語』170に、

- (21) これへ来たる人には、まづもの言はぬ薬を食はせて (大系本377 16)

とあるのに照らしても、違例というべきであろう。

「二重ヲ格制約」が現代語ほど強くない⁽⁹⁾古典語にあっても、他動詞の使役文は「ヲ使役文」を

構成しないということができる。

3. 自動詞の使役文

自動詞の使役文は「ヲ使役文」を原則とする。

(22) 人ヲ令昇メテ (7 26 : 138 4)

(23) 父ヲ本国ニ令返テ (9 9 : 193 1)

現代語では、

(24a) 彼を行かせる。(= 2 a)

(24b) 彼に行かせる。(= 2 b)

のように「ヲ使役文」「二使役文」の両者が可能とされるが、調査資料中に自動詞の「二使役文」は(3例の例外を除いて)存在しない。現代語でも(24b)のような自動詞の「二使役文」は、やや自然さが落ちるのではないだろうか。例えば「花子は長女に買物に行かせた」⁽¹⁰⁾のような文はどれくらい自然に使われるだろうか。(24a)と(24b)には用法の違いがあって、「ヲ使役文」(24a)は強制使役、「二使役文」(24b)は放任使役を表すとされる(注1参照)。しかし、「子どもたちを遊ばせておいた」(放任)、「不安に思いながらも渋々子を海外に行かせた」(許可。子に行けと命じたのではない)のような文は自然であって、「ヲ使役文」は「強制的な使役」も「許可・許容・放任の使役」も表すというべきだろう。現代語における、自動詞の「二使役文」については実態がよく分からないが、恐らくは新しい言い方なのではないかと思われる。もしそうならば、自動詞の「二使役文」がなぜ現れたのか、今後考えなければならない問題である。

前節で触れたように、「主体性没却度」によって「ヲ使役文/二使役文」が選択されるということはない。被使役者が特定個人(拒否できる個体)の場合でも、不特定多数(主語の行為の一方的対象)の場合でも⁽¹¹⁾、等しく自動詞の使役文は「ヲ使役文」である。

(25) 太子ヲ王宮ノ南ニ令住メテ (6 2 : 7 11)

(26) 多ノ僧徒ヲ令住メテ (11 10 : 37 7)

自動詞の「二使役文」は、調査資料中次の3例である。1例は、

(27) 尼ニ沐浴セサセテ浄キ衣ヲ着セツ (15 41 : 443 9)

という例で、(10)のように、「尼ニ」が「浄キ衣ヲ着セツ」に係る(あるいは「沐浴セサセテ浄キ衣ヲ着セツ」全体に係るといってもよい)と考えれば、純粋に自動詞の「二使役文」とはいえない例である。他の2例はいずれも巻第1第27で、出家の希望をもつ翁に対し、仏が舍利弗に命じている場面に現れる。

(28) 舍利弗ヲ召シテ宣ハク、「此ノ翁ニ出家セシメヨ」ト。舍利弗ノ云ク、「過去ノ八万劫ヲ見ニ、此ノ翁出家ノ業無シ。仏、何ニ依テ此ノ翁ニ出家ヲ許給ゾ」ト。仏ノ宣ハク、「只可令出家シ」ト。尊者仏ノ教ニ随テ、翁ニ出家セシメテ戒ヲ授テ後、仏ニ白テ言サク、「衆生ノ善悪ノ果報、皆前世ノ業因ニ依テ也。仏何ノ故有テカ、此ノ人ニ出家ヲ許シ給ゾ」ト(1 27 : 78 4)

「出家す」は自動詞で、したがって一般に「ヲ使役文」を構成するが、

(29) 羅睺羅ヲ出家セシメテ (1 17 : 51 9)

(30) 憍曇弥ヲ仏ニ申シテ令出家テ (4 1 : 294 5)

ここは「出家の希望を持つ翁に、出家を許す」という気持ち(波線)から、混線的にニが用いら

れたとも考えられよう。(28)は、他にも類例があるとすれば、許容・許可を表す、自動詞の「二使役文」の萌芽ともみられなくはない。しかし、自動詞の「二使役文」は、古典文中には殆ど例がなく、やはりその成立は新しいのではないかと思われる。

4. その他の使役文

被使役者の表示としては「ヲ」「ニ」以外に「ヲ以テ」「ヲシテ」「ノ為ニ」「φ(無助詞)」の表示がある。

無助詞の例は3例あるが、2例は次のような例で、「皆」は副詞と考えられ、

(31) 皆φ令集会テ(5 5:411 2)

(32) 各皆φ服セシメ給フ(2 27:162 5)

残る1例は次のような例で、

(33) 銅ノ柱ヲ我φ令抱ム(11 2:14 10)

「我」には何らかの補読が必要なところだろう(旧大系・新大系とも「我ニ」と補読する)従って、使役文において被使役者が無助詞で表示されることはないということになる。特に「を」助詞は、非表示であることが常態である古典文中にあって、被使役者表示の場合は必ず表示されることが注目される。

「ヲ以テ使役文」は例数が多い。自動詞4例、他動詞32例と、他動詞の使役文に多くみられる点で、「を」とは異なる格表示といえる。「ヲ以テ使役文」は、(i)普通の使役文より項が一つ増える場合、(ii)被使役者の変化に関心がなく、被使役者を道具として何かを行うという場合、の2つの場合に用いられる。

(34) 阿難ヲ以テ令出家給ツ(1 18:54 9)

(35) 阿難ヲ以テ出家セシメ給ヒツ(1 28:79 3)

(29)(30)(普通の使役文)では、それぞれ出家したのは被使役者「羅睺羅」「憍曇弥」だが、(34)(35)はそうではない。(34)は仏が阿難に(=阿難を使って)難陀を出家させたのであり(35)は阿難に婆羅門を出家させたのである。

(34) 難陀が出家する 仏が難陀を出家させる(普通の使役文で1項増加) 仏が阿難に難陀を出家させる(さらに1項増加)

のように項の数が1つ増えている。

普通の使役文は、被使役者に力を及ぼして、被使役者に何らかの変化が及ぶ、ということに主眼がある。例えば(9)は「翁が法服を着る」ように翁に対して力を及ぼし、結果翁が法服を着た状態に変化する。(7)は妻が子を抱く状態に(22)は人が上の位置に(23)は父が本国に帰った状態に、変化させることに主眼がある。一方、この「ヲ以テ」使役文は、被使役者の変化には関心が無く、被使役者を道具(何かの目的のために利用するもの)として使って、何かを行う、という表現に用いられる。

(36) 此ノ女ヲ以テ火ヲ令埋テ(5 5:408 6)

(37) 画工ヲ以テ其形ヲ令図ム(11 12:44 5)

(38) 止事無キ聖人達ヲ以テ祈ラシメ給フ(5 4:403 6)

これらにあっては、「此の女」「画工」「聖人達」の変化には関心が無い。「此の女」「画工」「聖人達」を使って(利用して)火を埋め、絵を書き、祈ることに表現の主眼がある。次のような例に

いたっては、被使役者は、人を介してことを行ったという以上の表現上の価値をもっていない。

(39) 人ヲ以テ追ヒ掃ハス (2 38 : 197 3)

(40) 他ノ人ヲ以テ令伐ルニ (11 22 : 64 2)

(41) 可然キ御弟子ヲ以テ令問メ給テ (4 25 : 350 2)

(34) も「阿難を使って」という意味であるから、項が増える場合も、この「利用して・使って」という意味の延長上にある。

「ノ為ニ使役文」は恩恵を表す表現であるが、恩恵といっても、

(42) 其ノ所ノ仙人ノ為ニ説キ聞シメ給フ (3 2 : 210 10)

(43) 師弁ガ為ニ五戒ヲ説キ令聞メテ (7 47 : 167 4)

(44) 法義ガ為ニ在家ニ罪業有ル事ヲ令説知ム (7 48 : 169 9)

のように殆ど「法を説いて聞かせる」といった定型で用いられる(その点(19)の1例は異様である。注8参照)。

「ヲシテ」は1例あって、祈願文に用いられている。

(45) 我等ヲヲシテ将来ニ広ク天地ニ供養ヲ儲ケサセ給ヘ (2 14 : 130 12)

5. 受身文の旧主語表示

(46 a) 次郎が太郎を殴った。

(46 b) 太郎が次郎に殴られた。(= 3 a)

受身文(46 b)において、「太郎が」を受身文の新主語、「次郎に」を受身文の旧主語という。受身文の旧主語は、新主語・旧主語ともに生物の場合(46 b)、ともに無生物の場合(46 c)、新主語が生物で旧主語が無生物の場合(46 d)、いずれも「に」格で表示されるが、新主語が無生物(非人格的役割の名詞句)で旧主語が生物(人格的役割の名詞句)の場合(46 e)は「に」格で表示することができない⁽¹²⁾。

(46 c) 国旗が風に吹かれている。

(46 d) 太郎が波にさらわれた。

(46 e) 国旗が次郎{xにノによって}立てられた。(= 3 b)

古典文ではどのような状況だろうか。調査資料中、旧主語が直接明示されている受身文は166例存する。旧主語表示はほとんど「ニ」(121例)と「ノ為ニ」⁽¹³⁾(42例)で、そのほかの表示は3例にすぎない⁽¹⁴⁾(この3例については次節に述べる)。「ニ」と「ノ為ニ」を、新主語/旧主語が生物であるか否か⁽¹⁵⁾によって分けて示すと、次のようである⁽¹⁶⁾。

(表2)

新主語	旧主語	ニ	ノ為ニ
生物	生物	95	36
無生物	無生物	9	0
生物	無生物	14	0
無生物	生物	3	4

表2から、旧主語が無生物の場合、「ノ為ニ」で表示されないこと、「ニ」はすべてのパターン

にみられることがわかる。新主語／旧主語が生物／生物，無生物／無生物の例は問題がなからう。例をあげる。

- (47) 我レ閻羅王ノ使ニ被捕テ⁽¹⁷⁾ (11 2 : 14 4)
 (48) 白竜ノ子，赤竜ノ子ノ為ニ被殺レヌ (10 3 : 297 9)
 (49) 其ノ墨ノ雨ニ洗ハレテ流ルルガ (14 29 : 335 12)

これに対し，新主語／旧主語が生物／無生物，無生物／生物の例は，中古仮名散文には例が極めて希であるとされる⁽¹⁸⁾。調査資料中に，これらのパターンが散見されるのは，調査資料が漢文訓読体の文章であるためと思われる⁽¹⁹⁾。

新主語／旧主語が生物／無生物のパターンは14例得られたが，旧主語はすべて二格で表示される。

- (50) 此ノ蝙蝠等煙ニ被燻レテ (4 11 : 321 6)
 (51) 汝法花ノ光ニ被照テ (12 34 : 171 13)
 (52) 愚ナル人ハ遊ビ戯レニ被引レテ (14 29 : 338 13)
 (53) [聖は] 物ニ被裏テ生レタリケレバ (11 2 : 12 8)
 (54) 大ナル蛇ノ岩壺ニ満テ，頭ヲ水ニ被打テ指出デ引入リ為ル也ケリ (14 43 : 365 9)

新主語／旧主語が無生物／生物のパターンは7例あり，旧主語は「ニ」または「ノ為ニ」で表示される。

- (55) 万ノ物ノ具，腹帯・手綱・鞆等皆鼠ニ眈切ラレテ，全キ物一ツ無シ (5 17 : 437 6)
 (56) 我ガ持ツ所ノ法ハ，古ヨリ術競ヲシテ人ニ被崇ル、事也 (6 2 : 8 11)
 (57) 只昔，天皇ト君ト，忍テ語ヒ給ケム事ノ，人ニ不被知又冇ケム，其レヲ申シ給ヘ (10 7 : 308 2)
 (58) 財物盜賊ノ為ニ被奪レヌ (2 12 : 125 2)
 (59) 養由ガ為ニ射落ル、所ノ九ノ日ヲバ，国ノ怪也ト云事ヲ知ヌ (10 16 : 328 11)
 (60) 此レ (= 仏像) 盜人ノ為ニ被取ヌ (12 13 : 120 9)
 (61) 其ノ絵像盜人ノ為ニ被盜ヌ (12 17 : 129 1)

「鼠」「人」など，旧主語が不特定の名詞句の場合「ニ」で，「盜賊」や固有名詞「養由」など不特定ではない場合(人格的役割を担っている場合)「ノ為ニ」で表示されていることが注意される⁽²⁰⁾。現代語で旧主語表示にニヨッテが要求される，新主語が無生物で旧主語が人格的役割を担う名詞句という受身文が，すでに古典文(漢文訓読文)の中にあって，その場合の旧主語は「ノ為ニ」で表示されるということが指摘される。

6. 注意すべき使役文・受身文

使役を表す「令」には尊敬の用法もあり，それらの例は当然考察の対象外であるが，使役か否か決しがたい例もみられる。

- (62) 中関白殿ノ北ノ政所，光日聖人ヲ令歸依メ給テ (13 16 : 229 8)
 は尊敬の例であるが⁽²¹⁾，

(63) 王此ノ女ヲ見テ床ヲ起テ，褥ニ此ノ女ヲ令居(すゑし)メテ (14 31 : 341 4)
 は「給ふ」なしに尊敬として用いられたものだろう。これがやがて，もったいぶり格式ばる表現に転じたようで⁽²²⁾，次例の「令」などは除いてもさしつかえないものである。

(64) 我レ何ニシテカ此等ガ為ニ仏ノ種ヲ令殖テ苦ヲ抜カム。(13 10 : 219 6)

次例も文勢からは「人に命じて」とは考えにくく、「象二鞍置カム」と同意の使役文となっている。

(65) 象二鞍置カセムトテ見レバ(5 17 : 437 5)

次例も奇妙な使役文で、

(66) 膝二枕ヲセサセテ(12 35 : 179 8)

同文的同話の『宇治拾遺物語』141には

(67) わが膝を枕にせさせ申して(大系本336 2)

となっている。

受身を表す「被」にも尊敬の用法があり、それらの例は当然考察の対象外である。

(68) 神泉ニシテ此ノ法ヲ被行ル、也(14 41 : 360 3)

しかし「被」には受身とも尊敬ともとれる主語のはっきりしない例が多い(所謂「公の敬語⁽²³⁾」)。

(69) の下線部も「頸ヲ」とあるために受身と解釈されず、尊敬の例ということになるが、一方の波線部は受身文と解釈されることになる。

(69) 竜此ノ事ヲ聞テ云ク「...我レ行テ雨戸ヲ開テハ、忽ニ我ガ頸ヲ被切レナムトス。...然レバ、三日ノ雨ヲ可降シ。其ノ後、我レ必ズ被殺レナムトス。...」(13 33 : 254 15)

(70) 我ガ身ヲ被降伏ル(11 9 : 33 16)

(70) も「神仏の法力で屈伏させられる」(新大系脚注)のように受身に解釈すると、新主語「我ガ身」がヲ格で表示されることになってしまう。(69) 下線部同様、受身文の新主語表示にヲ格を認めないとすれば、両者は尊敬と解釈するしかないだろう(なお注16も参照)。

(71) 都ヲ被造ル所(11 24 : 70 2)

(72) 或ハ象ノ為ニ踏ミ殺ス。其ノ血流レテ池ト成レリ。(2 28 : 169 10)

(71) は「都ヲ造ル所」と同意、(72) は逆に「踏ミ被殺ル」の意である。

受身文の旧主語が「ニ」「ノ為ニ」以外で表示された例が3例存する。

(73) 皆公_φ納メ取ラル(2 33 : 184 3)

(74) 其ノ靈ニシテ吉備殆シク可被鎮ナリケルヲ(11 6 : 25 15)

(75) 何ゾ我レ、母ガ寒宿ヲ不知ズシテ、衾ヲ被覆レテ暖ニシテ臥サム(9 12 : 196 10)

それぞれ、「公に納め取らる」「その靈に、吉備の大臣が鎮めらる(べくなりける)」「衾に覆われて」の意の受身文であるが、旧主語表示はそれぞれ「無助詞」「シテ」「ヲ」である。用例数も希で、特異な例とすべきであろう。

7. 結 論

以上本稿では、『今昔物語集』を資料として、使役文・受身文の格表示について、次の諸点を指摘した。

- 1 古典文の使役文は、被使役者の格表示から、大きく「ヲ使役文」「二使役文」「ヲ以テ使役文」「ノ為ニ使役文」に分類される。
- 2 自動詞の使役文は「ヲ使役文」、他動詞の使役文は「二使役文」となる。
- 3 現代語と異なり自動詞の「二使役文」はみられない。おそらく自動詞の「二使役文」は成立が新しいのではないかと思われる。
- 4 被使役者表示の「ヲ」助詞は非表示されることがない。

- 5 「ヲ以テ使役文」は、被使役者の変化に関心がなく、被使役者を道具として何かを行うという場合に用いられる。
- 6 受身文の旧主語は「ニ」および「ノ為ニ」で示される。旧主語が無生物の場合、「ノ為ニ」で表示されない。
- 7 受身文の新主語が無生物で、かつ旧主語が人格的役割を担う名詞句という、現代語では旧主語表示に「ニヨotte」が要求される受身文が、すでに古典文（漢文訓読文）の中に存在し、旧主語は「ノ為ニ」で表示される。

註

- (1) 「被使役者が「を」で表示されている文を「を」使役文と呼び、被使役者が「に」で表示されている文を「に」使役文と呼ぶことにしよう。…前者は被使役者の意志を無視した表現であるが、後者は被使役者の意志を尊重した表現である」(柴谷方良1978 : p. 311), 「ヲを用いると強制的な色合いが強くなり、ニを用いると自由放任の色合いが生じるようである」(木村睦子・空閑茂起1985), 「二使役文」と「ヲ使役文」との比較という点に注目する時どうしても主体性没却の程度(主体性没却度)という事を問題にせざるを得ないのである」(伊東光浩1985)など。
- (2) 金水敏(1991)。
- (3) 「令吞テ」は「のましめて」と訓む。以下同じ。
- (4) 新日本古典文学大系(岩波書店)による。以下、所在は「1 10:35 5」のように表記する。
- (5) 例えば、「其ノ形ヲ絵ニ令書メテ」(10 5:300 6)は、被使役者(この場合は「絵師」)が表示されていないから採らない。また、「山竜ヲ許シテ還ラシム」(7 30:146 14)のように、使役の述語の前に、接続助詞を介して使役形でない述語がある場合、被使役者が直接表示されていないと考えて、採らなかった(「我ヲ入レテ座ニ令着ヨ」(4 1:295 11),「笏ヲ以テ幼童ヲ打テ哭シム」(4 11:320 3)なども同様)。接続助詞を介さない「此ノ天人ニ四諦ノ法ヲ令説聞(とききかしめ)給テ」(2 21:145 8)などは採った。
- (6) 「ヲ」には「ヲバ」6例を含む。「ニ」には「ニモ」2例、「ニハ」1例を含む。「ノ為ニ」には「ガ為ニ」3例を含む。
- (7) 伊東光浩(1985)。「に」をとる対者は、使役の対者として自ら行為することを求められる、したがって主語の意志に逆らうこともできる行為主体であるが、「を」をとる客語は、主語の意志を断ることができない、主語の一方的な意志のままに処置される、主語の行為の対象である」(中西宇一1975 : p. 37)。
- (8) なお、この例は、第4節にみるように、「ノ為ニ使役文」としても違例である。少し前の文に「雷ノ為ニ塔ヲ破壊(やぶらる)ル事ヲ止メムト」とあり、このような受身文との混態の形かとも思われるが、「雷ノ為ニ塔ヲ壊ル」という受身文自体もまた異例である(注16参照)。
- (9) 「大サ柚ノ如クシテ色ハ赤キヲ三丸ヲ遣ル」(1 15:47 11),「国司ヲ館ヲ追ヒ去ケリ」(25 1:489 16),「速ニ将門ヲ召シ可被問由ヲ宣旨ヲ被下ヌ」(25 1:488 13)など。
- (10) 益岡隆志・田窪行則(1992) p. 105の例文。
- (11) 中西宇一(1975)。
- (12) 受動文における人格的役割の分布制約(金水敏1991)。
- (13) 「ガ為ニ」3例を含む。
- (14) 用例(73)~(75)。なお、調査資料中には受身文の旧主語が「ヨリ」「カラ」で示された例は存しない(「受動動詞はすべて被動作主として主格形を、動作主として小辞 yori または Cara 付き奪格形を支配する。(中略) Yori, Cara の代りに Ni を用いた方が美しい表現になる。)(ロドリゲス1620 : 下 p. 71)など参照)。
- (15) 生物がすべて人格的役割を担うとは限らないが、とりあえず、生物([+animate])が否かで分けた。神仏妖怪等は生物とした。
- (16) ただし、表のほかにも、旧主語が「ノ為ニ」で表示されている、異様な受身文が2例存する。

(a) 此ノ馬ハ、我ガ子某ト云ヒシ人ノ馬也。亦、衾モ彼レガ衾ヲ飄ノ為ニ卷キ被上レニシゾ (10 22 : 337 7)

(b) 雷ノ為ニ塔ヲ被壊ル事ヲ止メムト (12 1 : 100 9)

両例とも「衾ヲ」「塔ヲ」を新主語とすれば、「新主語 = 無生物 / 旧主語 = 無生物」の例となるが、その場合新主語が「ヲ」で表示されることになってしまう。また、

・私は財布を盗まれた。(cf. 泥棒が(私の)財布を盗んだ)

・平貞盛ハ父國香ヲ將門ニ被罰ケレバ (25 1 : 489 3)

のような、所謂持ち主の受身とみれば「新主語 = 生物 / 旧主語 = 無生物」の例ということになるが、(a) は「衾も」と主語相当の語が表示されているし (b) も 5 行ほど前にある「其ノ国ニ住ム人有ケリ。專ニ心ヲ発シテ此ノ山ニ塔ヲ起タリ。」の、その人の「持ち主の受身」文と考えるのも、無理だと思ふ。この 2 例は、調査資料に時に見られる、混態の形ではないかと思われる。

(17) 「被捕テ」は「とらはれて」と訓む。以下同じ。

(18) 「非情の受身で旧主語が二格表示される場合、主格だけでなく、二格もまた非情物である」「これに対し、有情の受身で旧主語の二格が表示される場合は、二格もまず有情物である。例外はあっても良さそうであるが、極めて希である。」(金水敏 1991 : p. 9 下)

(19) 非情の受身のバリエーションは仮名散文と分布が異なり、同時代の仮名散文にはごくまれな種類の受動文を、漢文訓読文からは容易に取り出せる、という (金水敏 1991 : p. 7)。調査資料中の、生物 / 無生物、無生物 / 生物の用例も、すべて巻 14 までの例であり、和文色の強い巻 22 ~ 25 には見出せなかった。

(20) 現代語でも同じような説明がされる。「主語名詞句が無情で、動作主名詞句が有情の場合には、次の例 (9)、 / (9) この製品は多くの客に喜ばれている。 / のような動作主名詞句が不特定多数のケースを除いて、二が用いられず、代わりにニヨッテが用いられるのがその大きな特徴である。」(/ は原文改行。張麟声 1995 : p. 133)

(21) 「諸ノ人盲僧ヲ帰依スル事無限シ」(13 18 : 233 16) 参照。

(22) 此島正年 (1973) p. 131

(23) 桜井光昭 (1966) p. 152

参 考 文 献

伊東光浩 (1985) 「使役表現の意味構造」『中央大学国文』28

木村睦子・空閑茂起 (1985) 「態による格助詞変換」『計量国語学』15 巻 2 号

金水敏 (1991) 「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164 集

此島正年 (1973) 『国語助動詞の研究 体系と歴史』桜楓社

阪口勝子 (1971) 「今昔物語集における使役の助動詞 す・さす・しむの考察」『福岡女子大学文芸と思想』35 号

桜井光昭 (1966) 『今昔物語の語法の研究』明治書院

柴谷方良 (1978) 『日本語の分析』大修館書店

杉本武 (1982) 「間接受身文・テモラウ文・使役文のケース・マーキング」『都大論究』19 号

張麟声 (1995) 「ニトカラとニヨッテ 受身文における動作主マーカー」宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法 (上) 単文編』くろしお出版

中西宇一 (1975) 「自動詞と他動詞 格助詞「に」と「を」の対立を通して」『女子大國文』76 号 (中西宇一『古代語文法論 助動詞篇』和泉書院・1996 所収)

益岡隆志・田窪行則 (1992) 『基礎日本語文法 改訂版』くろしお出版

ロドリゲス (1620) 『日本語小文典』(池上岑夫氏訳、岩波文庫)

付記 本稿は平成 13 年度岐阜聖徳学園大学研究助成金による研究の一部である。